青森市男女共同参画プラン2020の一部改定(案)について

項数	改定前	改定後
表紙	青森市男女共同参画プラン2020~あなたと私 ともに創る 元気都市あおもり~(平成28年度~平成32年度)	青森市男女共同参画プラン (平成28年度〜 <u>令和5年度</u>)
	<u>平成28年2月</u> 青 森 市	<u>令和2年9月</u> 青 森 市
	◆◇◆◇ 目 次 ◇◆◇◆	◆◇◆◇ 目 次 ◇◆◇◆
目次	第1部 総論 3 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1部 総論 3 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第2部 各論 第1章 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進・・・・・・40 第2章 男女共同参画の視点に立った行動改革・・・・・・・・・46 第3章 労働環境における男女共同参画の促進・・・・・・・・・50 第4章 地域生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・56 第5章 男女平等と人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・62	第2部 各論 第1章 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進・・・・・・40 第2章 男女共同参画の視点に立った行動改革・・・・・・・・・46 第3章 労働環境における男女共同参画の促進・・・・・・・・50 第4章 地域生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・56 第5章 男女平等と人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・62
	第 3 部 推進体制 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8	第 3 部 推進体制 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8
	資料編 1 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 資料編 1 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

項数	改定前	改定後
	第1部 総論 第1章 計画の基本的事項	第 1 部 総論 第 1 章 計画の基本的事項
P3	■では、「第3次男女共同参画基本計画」においてポジティブ・アクション(積極的改善措置)を始めとする、様々な取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立しました。また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」(以下「第4次基本計画」という。)においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。こうした中、市では、平成28年2月、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画一元気都市あおもり 市民ビジョン一後期基本計画」を策定し、市のあらゆる基本政策を照らす基本視点の一つに『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を位置づけるとともに、第2章「健やかで心安きだと人がつながり支え合うまち」第6節「ユニバーサル社会の形成」の第1項に「男女共同参画社会の形成」を掲げ、本市における男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めていくこととしました。市では、平成26年11月に男女共同参画に関する市民の意識及び平成27年7月に事業所の意識や実態等を把握するため、市民3,000人及び市内の事業所200社を対象とした意識調査を実施しました。その結果、平成23年7月に実施した調査結果より男女の地位が平等に近づいたことは認めながらも、まだまだ男女の平等が感じられる場面は限られており、社会全体としては今なお男性が優位だと感じていることがわかりました。このような状況のもと、平成24年10月に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、国の「第4次基本計画」及び「女性活躍推進法」並びに平成24年2月に青森県において策定した「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を踏まえつつ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等に対応しながら、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、今後の取組を示した「青森市男女共同参画プラン20]を策定するといいで表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で表面で	めとする、様々な取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立しました。また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」(以下「第4次基本計画」という。)においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。こうした中、市では、平成28年2月、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画一元気都市あおもり 市民ビジョン一後期基本計画」を策定し、市のあらゆる基本政策を照らす基本視点の一つに『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を位置づけるとともに、第2章「健やかで心安らぎ人と人がつながり支え合うまち」第6節「ユニバーサル社会の形成」の第1項に「男女共同参画社会の形成」を掲げ、本市における男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めていくこととしました。市では、平成26年11月に男女共同参画に関する市民の意識及び平成27年7月に事業所の意識や実態等を把握するため、市民3,000人及び市内の事業所200社を対象とした意識調査を実施しました。その結果、平成23年7月に実施した調査結果より男女の地位が平等に近づいたことは認めながらも、まだまだ男女の平等が感じられる場面は限られており、社会全体としては今なお男性が優位だと感じていることがわかりました。このような状況のもと、平成24年10月に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、国の「第4次基本計画」及び「女性活躍推進法」並びに平成
P3		2 計画の一部改定 本計画は、「青森市新総合計画―元気都市あおもり 市民ビジョン―後期基本計画」を上位計画とするものでしたが、平成31年2月に策定した新たなまちづくりの指針となる「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、一部改定を行いました。 一部改定の内容については、「青森市総合計画前期基本計画」の施策の一つである、第3章「まち創り」第3節「ユニバーサル社会の形成」第1項「男女共同参画の推進」の「基本方向」及び「主な取組」に沿った内容となっており整合性が取れていることから、文言の追記や修正、計画期間の延長等を行うとともに、名称を「青森市男女共同参画プラン」としました。

項数

改定前

改定後

2 計画の位置づけ

本計画は、<u>「青森市新総合計画―元気都市あおもり 市民ビジョン―後期基本計画」第2章第6節第</u> 1項の施策である「男女共同参画社会の形成」

効果的に推進するための分野別計画です。

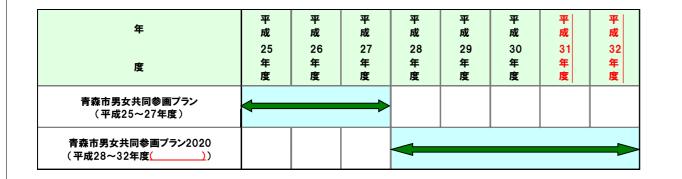
また、本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に定める市町村男女共同参画計画であるとともに、女性活躍推進法第6条第2項の規定に定める市町村推進計画^{*1}、並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に定める市町村基本計画^{*2}を兼ねるものとします。

- ※1 市町村推進計画…基本方向2(1)③「企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ」及び基本方向3「労働環境における男女共同参画の促進」が 該当
- ※2 市町村基本計画…基本方向5(2)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が該当。

P4

3 計画期間

計画期間は、<u>青森市新総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ、</u>平成28年度から平成32年度 までの5年間とします。



3 計画の位置づけ

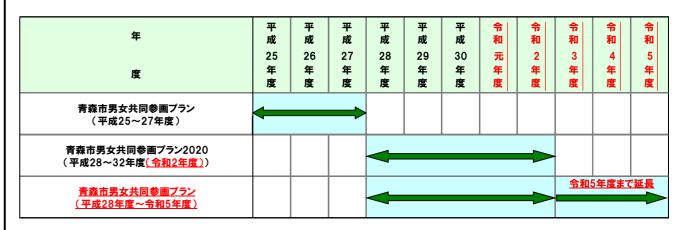
本計画は、「青森市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に定める男女共同参画計画であると ともに、「青森市総合計画前期基本計画」第3章第3節第1項の施策である「男女共同参画の推進」を 効果的に推進するための個別 計画です。

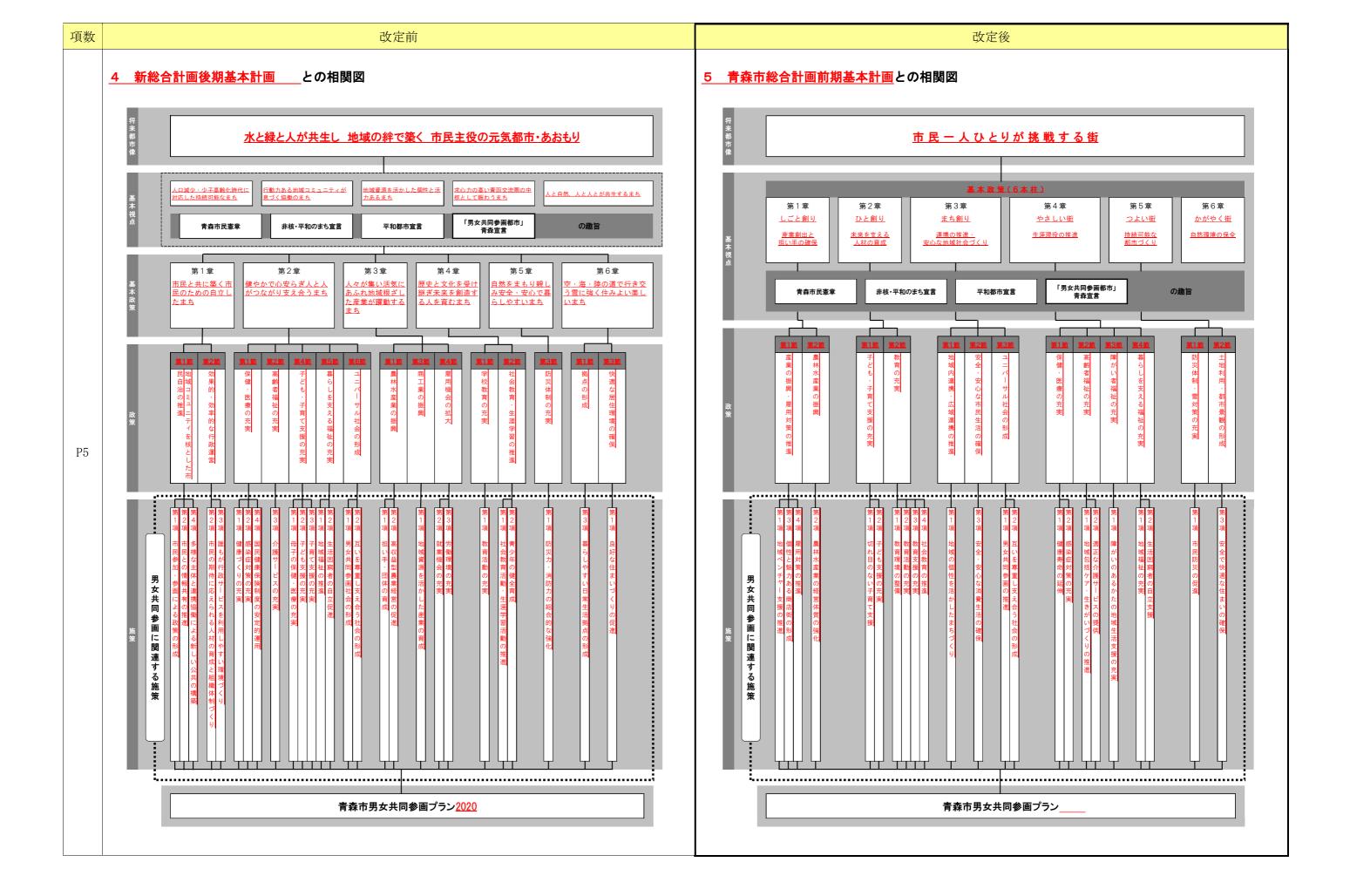
また、本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に定める市町村男女共同参画計画であるとともに、女性活躍推進法第6条第2項の規定に定める市町村推進計画^{*1}、並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に定める市町村基本計画^{*2}を兼ねるものとします。

- ※1 市町村推進計画…基本方向2(1)③「企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ」及び基本方向3「労働環境における男女共同参画の促進」が 該当
- ※2 市町村基本計画…基本方向5(2)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が該当。

4 計画期間

計画期間は、「青森市男女共同参画プラン2020」では、 平成28年度から平成32年度 (令和2年度)までの5年間としていましたが、「青森市男女共同参画プラン」では、平成31年2月に策定した「青森市総合計画前期基本計画」の終期に合わせ、令和5年度までとします。





項	頁数	改定前	改定後
P	5	第2章 計画の基本方向 1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き (1) 世界の動き ~[略]~	※修正なし
P	77	(2) 国の動き ① 国内行動計画の策定 昭和52(1977)年、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に向けての取組指針が示されました。 ~[中略]~ ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 平成25(2013)年、「配偶者からの暴力及びその被害者に関する法律」の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。 ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(数件活躍推進法)の公布 平成27(2015)年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が公布され、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、平成28(2016)年4月に全面施行されることになりました。	に向けての取組指針が示されました。 ~[中略]~ ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 平成25(2013)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正 され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び その被害者に準じて、法の適用対象とされました。 また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律」に改められました。 ⑥ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の公布 平成27(2015)年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、地方公

項数	改定前	改定後
7 8 90	安 是的	以之区
	(3) 青森県の動き	(3) 青森県の動き
	① 女性行政担当窓口の設置 昭和52(1977)年、女性行政担当窓口が生活福祉部児童家庭課に設置されました。	① 女性行政担当窓口の設置 昭和52(1977)年、女性行政担当窓口が生活福祉部児童家庭課に設置されました。
	② 青少年婦人室の設置及び青森県婦人行動計画の策定 昭和55(1980)年、女性行政の総合調整を図るため、企画部に青少年婦人室	② 青少年婦人室の設置及び青森県婦人行動計画の策定 昭和55(1980)年、女性行政の総合調整を図るため、企画部に青少年婦人室(現:環境生活 部青少年・男女共同参画課)が設置されました。また、「青森県婦人行動計画」が策定され、本県における女性に関する施策の基本方向が示されました。
	③ 青森県婦人行動計画推進計画の策定 昭和56(1981)年、青少年婦人室が企画部から生活福祉部へ移管となりました。また、「青森 県婦人行動計画推進計画」が策定され、「青森県婦人行動計画」の具体的施策の推進が図られました。	③ 青森県婦人行動計画推進計画の策定 昭和56(1981)年、青少年婦人室が企画部から生活福祉部へ移管となりました。また、「青森 県婦人行動計画推進計画」が策定され、「青森県婦人行動計画」の具体的施策の推進が図られました。
	④ 新青森県婦人行動計画の策定 平成元(1989)年、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、新たな社会環境の変化に対応するため、「新青森県婦人行動計画」が策定されました。	④ 新青森県婦人行動計画の策定 平成元(1989)年、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、新たな社会環境の 変化に対応するため、「新青森県婦人行動計画」が策定されました。
P9	⑤ 青少年女性課への改組 平成5 (1993)年、青少年婦人室が青少年女性課に改組されました。	
\\ P10	⑥ 女性政策課の設置 平成8 (1996) 年、女性に関する行政を専門に担当する専管課として、女性政策課が新設され ました。また、平成9 (1997) 年、女性政策課が生活福祉部から環境生活部へ移管となりました。	
	⑦ あおもり男女共同参画プラン21の策定 平成12(2000)年、国における新たな行動計画の策定や関係法令の施行など、女性を取り巻 く諸情勢の変化に対応し、「あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。また、女性政策課 が男女共同参画課に名称変更されました。	
	⑧ 青森県男女共同参画推進条例の制定 平成13(2001)年、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層 の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」が制定されました。また、本県の男女共同参画推 進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター(愛称:アピオあおもり)」が設置されました。	⑥ 青森県男女共同参画推進条例の制定 平成13(2001)年、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層 の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」が制定されました。また、本県の男女共同参画推 進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター(愛称:アピオあおもり)」が設置されました。
	⑨ 青少年・男女共同参画課への改組 平成14(2002)年、男女共同参画課が青少年・男女共同参画課に改組されました。	
		① 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の策定

平成17(2005)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「配 平成17(2005)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「配 偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」が策定され、DVの防止と被害者の保護及び自立支援に関┃偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」が策定され、DVの防止と被害者の保護及び自立支援に関 して県が実施する施策が定められました。

して県が実施する施策が定められました。

項数	改定前	改定後
	① 新あおもり男女共同参画プラン21の策定 平成19(2007)年、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定が行われ、「新あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。	8 新あおもり男女共同参画プラン21の策定 平成19(2007)年、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定が行われ、「新 あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。
		⑨ 第3次あおもり男女共同参画プラン21の策定 平成24(2012)年、国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等を 踏まえ「第3次あおもり男女共同参画プラン21」が策定され、男女共同参画の実現に向けた県の取 組をさらに推進するための指針が示されました。
P10	⑩ 第3次青森県DV防止・被害者支援計画の改定 平成26(2014)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、 併せて基本方針が改定されたことを踏まえ「第3次青森県DV防止・被害者支援計画(第3次県計画)」 が策定されました。	⑩ 第3次青森県DV防止・被害者支援計画の改定 平成26(2014)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、 併せて基本方針が改定されたことを踏まえ「第3次青森県DV防止・被害者支援計画(第3次県計画)」 が策定されました。
		① 第4次あおもり男女共同参画プラン21の策定 平成29(2017)年、男女共同参画社会の実現や女性の活躍推進に向け県の取組をさらに推進 するため、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。
		② 第4次青森県DV防止・被害者支援計画の改定 平成31(2019)年、社会情勢の変化や県の現状等を踏まえて、「第4次青森県DV防止・被害 者支援計画」が策定され、「市町村における相談支援体制の強化」や「一時保護所退所後の支援体制の 軟備したのいて成り込まれました
		整備」について盛り込まれました。

項数	改定前	改定後
	(4) 本市の動き	(4) 本市の動き
	① 働く女性の家 (愛称:アコール) の設置 昭和48 (1973) 年、女性労働者の福祉の向上を図ることを目的に、「青森市働く女性の家 (愛称:アコール)」(当時は「青森市働く婦人の家」) を設置しました (旧青森市)。	① 働く女性の家 (愛称:アコール)の設置 昭和48(1973)年、女性労働者の福祉の向上を図ることを目的に、「青森市働く女性の家(愛称:アコール)」(当時は「青森市働く婦人の家」)を設置しました(旧青森市)。
	② 婦人青少年課の設置 昭和55(1980)年、女性行政の窓口として、生活環境部に婦人青少年課を設置しました(旧青森市)。	② 婦人青少年課の設置 昭和55(1980)年、女性行政の窓口として、生活環境部に婦人青少年課 <u>(現:市民部人権男</u> 女共同参画課)を設置しました(旧青森市)。
	③ 青森市婦人対策基本計画の策定 昭和58(1983)年、世界行動計画や国・県の行動計画を踏まえた「青森市婦人対策基本計画」 を策定し、女性問題の解決と女性の地位・福祉の向上を目指した市の施策の基本方向を示しました(旧 青森市)。	
	④ 女性青少年課への再編平成5 (1993)年、機構改革により生活環境部婦人青少年課を教育委員会女性青少年課に再編しました(旧青森市)。	
P11 \$ P12	⑤ あおもり女性プラン21の策定 平成7(1995)年、「青森市婦人対策基本計画」の基本的な考え方を継承・発展させ「あおもり 女性プラン21」を策定し、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成を目指した市の施策の方向を 示しました(旧青森市)。	
	⑤ 「男女共同参画都市」青森宣言 平成8 (1996)年、全国で8番目、東北で2番目に「男女共同参画都市」を宣言し、あらゆる 分野に男女が共同参画する社会づくりに市を挙げて取り組むことを宣言しました (旧青森市)。	5 「男女共同参画都市」青森宣言 平成8 (1996)年、全国で8番目、東北で2番目に「男女共同参画都市」を宣言し、あらゆる 分野に男女が共同参画する社会づくりに市を挙げて取り組むことを宣言しました(旧青森市)。
	⑦ 女性政策推進室への再編平成9(1997)年、機構改革により教育委員会女性青少年課を総務部女性政策推進室に再編しました(旧青森市)。	
	⑧ 男女共同参画プラザ(愛称:カダール)の設置及び男女共同参画課への再編 平成13(2001)年、本市の男女共同参画社会の形成を図る拠点施設として、「青森市男女共同 参画プラザ(愛称:カダール)」を設置しました。また、機構改革により総務部女性政策推進室を市民 文化部男女共同参画課に再編しました(旧青森市)。	
	⑨ 男女共同参画プランあおもりの策定及び日本女性会議2002あおもりの開催 平成14(2002)年、関係法令の整備や国・県による計画の策定を踏まえ「男女共同参画プランあおもり」を策定し、配偶者からの暴力等新たな女性問題に対応し男女共同参画の形成に関する施策のより一層の充実を図りました。また、「日本女性会議2002あおもり」の開催により、男女共同参画の推進に携わる全国の人々が本市に一堂に会しました(旧青森市)。	

項数	改定前	改定後
	⑩ なみおか男女共同参画プランの策定 平成16(2004)年、「なみおか男女共同参画プラン」を策定し、旧浪岡町における男女共同参画社会形成の指針を示しました(旧浪岡町)。	8 なみおか男女共同参画プランの策定 平成16(2004)年、「なみおか男女共同参画プラン」を策定し、旧浪岡町における男女共同参画社会形成の指針を示しました(旧浪岡町)。
	① 「新」青森市の誕生 平成17 (2005)年、旧青森市と旧浪岡町の合併により、「新」青森市が誕生しました。	9 「新」青森市の誕生 平成17(2005)年、旧青森市と旧浪岡町の合併により、「新」青森市が誕生しました。
	① 市民協働推進課男女共同参画室への再編 平成19(2007)年、機構改革により男女共同参画課を市民協働推進課男女共同参画室に再編 しました。また、平成22(2010)年、機構改革により市民文化部を市民生活部に再編しました。	
	13 青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査等の実施 平成23(2011)年、男女共同参画に関する市民及び事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」を実施しました。また、「これからの男女共同参画を考えるシンポジウム」を開催し、意識調査の結果について市民と意見を交わしました。	⑩ 青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査等の実施 平成23(2011)年、男女共同参画に関する市民及び事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」を実施しました。また、「これからの男女共同参画を考えるシンポジウム」を開催し、意識調査の結果について市民と意見を交わしました。
P12	④ 青森市男女共同参画プランの策定 平成24 (2012)年、市民・事業所意識調査の結果及び国・県の新たな計画の策定を踏まえ、 男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン」を策 定しました。	① 青森市男女共同参画プランの策定 平成24(2012)年、市民・事業所意識調査の結果及び国・県の新たな計画の策定を踏まえ、 男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン」を策 定しました。
) P13	⑤ 「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの設定 平成25 (2013)年、本市が「男女共同参画都市」であることをわかりやすくアピールするため、市民公募によりシンボルマークを設定し、そのシンボルマークを掲載したのぼり旗・横断幕等を作成しました。	□ 「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの設定平成25 (2013)年、本市が「男女共同参画都市」であることをわかりやすくアピールするため、市民公募によりシンボルマークを設定し、そのシンボルマークを掲載したのぼり旗・横断幕等を作成しました。
	⑩ 小学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成平成26(2014)年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、小学6年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全小学校へ配布しています。	⑩ 小学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成 平成26(2014)年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、小学6年 生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全小学校へ配布しています。
	① 平成26年度第3回青森市民意識調査の実施 平成26(2014)年、男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握するため、「平成26年度第3回青森市民意識調査」を実施しました。	Ψ 平成26年度第3回青森市民意識調査の実施平成26(2014)年、男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握するため、「平成26年度第3回青森市民意識調査」を実施しました。
	№ 中学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成平成27 (2015)年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、昨年度の小学生向け啓発小冊子に引き続き、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全中学校へ配布しています。	(5) 中学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成 平成27(2015)年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、昨年度の 小学生向け啓発小冊子に引き続き、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全 中学校へ配布しています。
	19 生活安心課男女共同参画室への再編平成27(2015)年、機構改革により生活安心課男女共同参画室に再編しました。	

項数	改定前	改定後
	② 青森市配偶者暴力相談支援センターを開設 平成27 (2015)年、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、青森市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。 <u>(生活安心課男女共同参画室内にセンター機能を設置)</u>	(16) 青森市配偶者暴力相談支援センターを開設 平成27(2015)年、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、青森市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。
	② 青森市男女共同参画に関する事業所意識調査の実施 平成27 (2015)年、男女共同参画に関する事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する事業所意識調査」を実施しました。	① 青森市男女共同参画に関する事業所意識調査の実施 平成27(2015)年、男女共同参画に関する事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男 女共同参画に関する事業所意識調査」を実施しました。
	② 「青森市男女共同参画プラン2020」の策定 平成28(2016)年、平成24年に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、国の新たな計画の策定や市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン2020」を策定しました。	 ⑤ 「青森市男女共同参画プラン2020」の策定 平成28(2016)年、平成24年に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成 27年度で終期を迎えることから、国の新たな計画の策定や市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、 男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン202 0」を策定しました。
P13		① 「青森市男女共同参画推進条例」を制定 平成30(2018)年、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、「青森市男女共同参画推進条例」を制定しました。
r 13		② 青森市男女共同参画推進表彰の実施 平成30(2018)年、男女共同参画の推進に貢献している市民等を表彰し、その取組を周知することで、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する取組を推進するため、青森市男女共同参画推進表彰を実施しています。
		② 青森市男女共同参画推進会議を設置 平成30(2018)年、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁内の関係 課長等で組織する青森市男女共同参画推進会議を設置しました。
		② 青森市男女共同参画審議会を設置 平成30(2018)年、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、青森市男女 共同参画審議会を設置しました。
		② 「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定 令和2年(2020)年、平成31年に策定した「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、「青森 市男女共同参画プラン2020」の一部改定を行い、文言の追記や修正、計画期間の延長等を行うと ともに、名称を「青森市男女共同参画プラン」としました。

項数 2 本市の現状と課題 (1) 社会・経済情勢 人口推移 本市の人口は、平成12(2000)年の318,732人をピークに減少傾向にあり、平成22(2 010) 年には、299,520人と30万人を割り込みました。 また、年齢3区分別の人口割合について、生産年齢人口(15~64歳)割合は平成7(1995) 人口(65歳以上)割合が逆転しています。(図1) 図1 人口の推移と将来人口推計 (N) 350,000 309,768 300,000 250,000 P14 200,000 150.000 100,000 50,000 S25 S30 S35 S40 S45 S50 S55 S60 H2

---総数

平成22年以前は総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)より作成

=== 生産年齢人口

H7 H12 H17 H22 H27 H32 H37 H42 H47 H52

── 生産年齢人□割合 ── 老年人□割合

318,732

改定前

2 本市の現状と課題

(1) 社会・経済情勢

① 人口推移

(%)

70

60

30

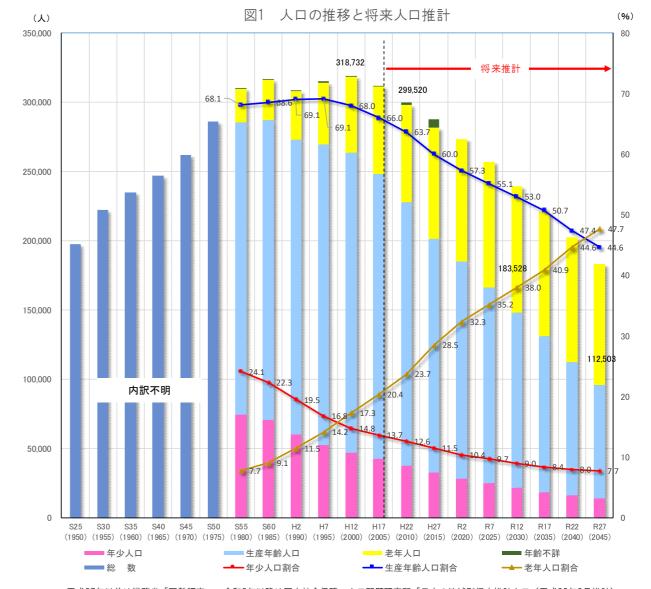
20

83<mark>,72</mark>0

本市の人口は、平成12(2000)年の318,732人をピークに減少傾向にあり、平成22(2 010) 年には、299,520人と30万人を割り込みました。

改定後

また、年齢3区分別の人口割合について、生産年齢人口(15~64歳)割合は平成7(1995) 年をピークに減少に転じており、平成12(2000)年には、年少人口(0~14歳)割合と老年┃年をピークに減少に転じており、平成12(2000)年には、年少人口(0~14歳)割合と老年 人口(65歳以上)割合が逆転しています。(図1)



全国及び青森県の平均初婚年齢は、男女ともに年々高くなっており、晩婚化が進行しています。(図・図3)	全国及び青森県の平均初婚年齢は、男女ともに年々高くなっており、晩婚化が進行しています。 2・図3)
図2 男性の平均初婚年齢の推移 図3 女性の平均初婚年齢の推移	図2 男性の平均初婚年齢の推移 図3 女性の平均初婚年齢の推移
31.5 30.0 29.8 30.5 30.6 29.8 28.8 29.9 28.5 28.8 29.9 28.5 28.0 27.5 27.0 26.5 H7 H12 H17 H22 H26 H26 H26 H26 H7 H12 H17 H22 H26 H26 H26 H26 H26 H26 H26 H26 H26	章 31.5
■ 月林木	■全国 ● 青森県 ■ 「
	厚生労働省「人口動態統計」より作成 厚生労働省「人口動態統計」より作成
本市の25~34歳の未婚率の推移を見ると、男女ともに年々上昇しており、未婚化が進んでいるとがわかります。(図4・図5)	本市の25~34歳の未婚率の推移を見ると、男女ともに年々上昇しており、未婚化が進んでことがわかります。(図4・図5)
図4 25~34歳の未婚率の推移(本市男性) 図5 25~34歳の未婚率の推移(本市女性)	図4 25~34歳の未婚率の推移(本市男性) 図5 25~34歳の未婚率の推移(本市女性)
\$ 58.0% \$ 57.1% \$ 57.1% \$ 46.0% \$ 46.0% \$ 44.0% \$ 43.0% \$ 42.0% \$ 41.0% \$ 40.0	\$\frac{\pi}{2}\$ 60.0% \\ \$\frac{\pi}{9.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{58.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{57.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{56.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{50.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{48.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{44.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{44.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{50.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{50.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{40.6%}\$ \\ \$\frac{\pi}{50.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{30.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{50.0%}\$ \\ \$\frac{\pi}{30.0%}\$ \
51.0%	50.0% H12 H17 H22 H27 H17 H22 H27
H12 H17 H22 (年)	(年) (年) 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成
(b)	233 300 235 238 238 238 238 238 238 238 238

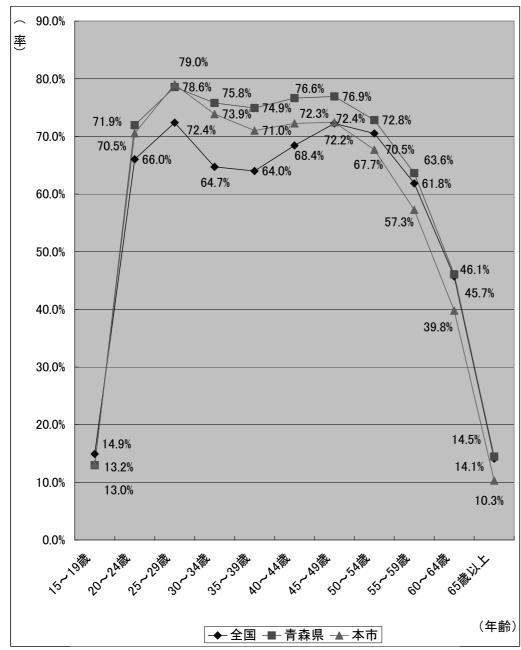
項数 改定前 改定後 ② 就業構造等 ② 就業構造等 少子高齢化の進行に伴い、全国、青森県、本市のいずれにおいても、労働力人口の減少が進んでお 少子高齢化の進行に伴い、全国、青森県、本市のいずれにおいても、労働力人口の減少が進んでお り(図6・図7・図8)、経済社会の持続・発展のためには、女性をはじめとする多様な人材を活用す り(図6・図7・図8)、経済社会の持続・発展のためには、女性をはじめとする多様な人材を活用す ることが必要不可欠となってきています。また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画す ることが必要不可欠となってきています。また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画す ることは、消費者ニーズが多様化し、経済がグローバル化する中で、持続的に新たな価値を創造して ることは、消費者ニーズが多様化し、経済がグローバル化する中で、持続的に新たな価値を創造して いくためにも重要な意味を持っています。 いくためにも重要な意味を持っています。 図7 労働力人口の推移(青森県) 図7 労働力人口の推移(青森県) 図6 労働力人口の推移(全国) 図6 労働力人口の推移(全国) 70,000,000 900,000 771.302 748,122 800,000 702,668 800,000 60,000,000 66,097,816 60,000,000 65.399.685 65.399.685 63,699,101 700 000 61,523,327 700.000 748,122 50,000,000 50,000,000 600,000 39,250,238 600,000 38.289.846 36,824,891 439,845 40 000 000 500,000 421,605 40,000,000 393,268 500,000 421 605 400.000 400,000 30,000,000 30,000,000 300,000 20,000,000 27,109,839 26,847,578 26,874,210 20,000,000 26,751,183 331,457 326,517 331.457 309.400 309,400 200 000 299,214 200,000 10.000.000 100,000 100,000 P16 H17 H22 H17 H17 H27 H17 H27 ━━総数 ━━━男性 ━━━女性 **--**総数 **--**男性 **-**女性 **──**総数 ─男性 ──女性 (年) (年) 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成 図8 労働力人口の推移(本市) 図8 労働力人口の推移(本市) 入 180,000 人 160,000 160,000 161,810 157.554 140,000 ※労働力人口・・・15歳以上の就業者+完全失業者 140,000 157.554 ※労働力人口・・・15歳以上の就業者+完全失業者 120,000 120,000 92,995 89,090 89,090 82 819 100.000 100,000 80,000 60.000 60,000 68,464 68,815 68.815 68.464 65,138 63,328 40,000 40.000 20,000 H27 **──**総数 ──男性 ──女性 **--**総数 **--**男性 **-**女性 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成

項数 改定前 改定後 産業別の就業者の男女比を見ると、全国、青森県、本市のいずれにおいても、第3次産業で男女比 産業別の就業者の男女比を見ると、全国、青森県、本市のいずれにおいても、第3次産業で男女比 がおよそ半々になっており、女性の割合が最も高くなっています。(図9・図10・図11) また、 がおよそ半々になっており、女性の割合が最も高くなっています。(図9・図10・図11) また、 青森県及び本市においては、第1次産業に従事する女性の割合が全国に比べてやや高くなっています。 青森県及び本市においては、第1次産業に従事する女性の割合が全国に比べてやや高くなっています。 本市では、農業就業人口の半分を女性が占めており(図12)、生産や経営の実質的な担い手として重 本市では、農業就業人口の半分を女性が占めており(図12)、生産や経営の実質的な担い手として重 要な役割を果たしています。 要な役割を果たしています。 図9 産業別の就業者の男女比(平成22年・全国) 図9 産業別の就業者の男女比(平成27年・全国) 図10 産業別の就業者の男女比(平成27年・青森県) 図10 産業別の就業者の男女比(平成22年・青森県) 第1次産業 60.7% 第1次産業 第1次産業 39.3% 56.9% 43.1% 第1次産業 61.1% 56.7% 43.3% 74.1% 第2次産業 第2次産業 第2次産業 25.9% 71.0% 29.0% 第2次産業 73.9% 26.1% 71.4% 28.6% 第3次産業 50.9% 第3次産業 第3次産業 49.1% 49.6% 第3次産業 50.4% 49.6% 50.4% 48.5% P17 □男性 □女性 □男性 □女性 ■男性 ロ女性 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成 総務省「国勢調査」より作成 図11 産業別の就業者の男女比(平成22年・本市) 図12 本市の農業就業人口の男女比 図11 産業別の就業者の男女比(平成27年・本市) 図12 本市の農業就業人口の男女比 第1次産業 57.6% 42.4% 第1次産業 49.6% 第2次産業 第2次産業 72.6% 27.4% 50.4% 73.2% 26.8% 50.7% 49.3% 第3次産業 51.4% 48.6% 第3次産業 □男性 □女性 ■男性 □女性 総務省「国勢調査」より作成 青森県「2010年世界農林業センサス」より作成 青森県「2015年世界農林業センサス」より作成 総務省「国勢調査」より作成

項数

年齢層別に見た女性の労働力率は、20代後半と40代後半の2つのピークを持つ、いわゆる「M字カーブ」を描くことで知られています(図 13)。この「M字カーブ」は、出産や育児を機にいった ん離職し、育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しており、女性が働き続けること の難しさを示しています。本市においても30代までは、全国と同様の傾向が見られますが、その後 は横ばい状態となっており、40代以降に就業する割合は、全国に比べて低くなっております。

図13 年齢層別の女性の労働力率(平成22年)



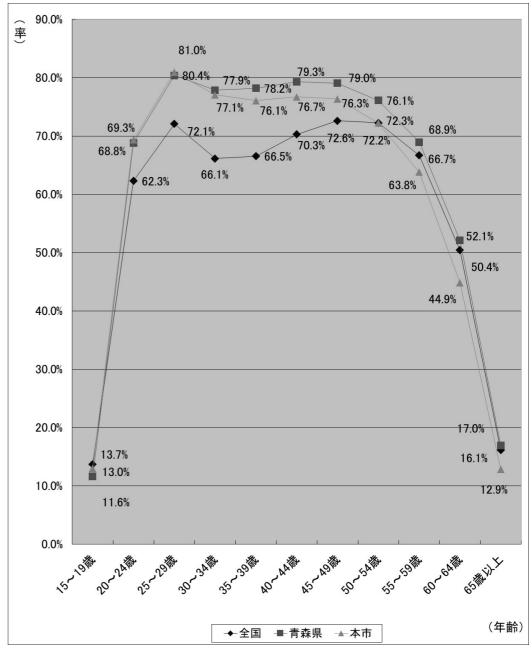
P18

総務省「国勢調査」より作成 ※年齢層別の労働力率・・・各年齢層の(就業者+完全失業者)/各年齢層の総人口

年齢層別に見た女性の労働力率は、20代後半と40代後半の2つのピークを持つ、いわゆる「M字カーブ」を描くことで知られています(図13)。この「M字カーブ」は、出産や育児を機にいったん離職し、育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しており、女性が働き続けることの難しさを示しています。本市においても30代までは、全国と同様の傾向が見られますが、その後は横ばい状態となっており、50代以降に就業する割合は、全国に比べて低くなっております。

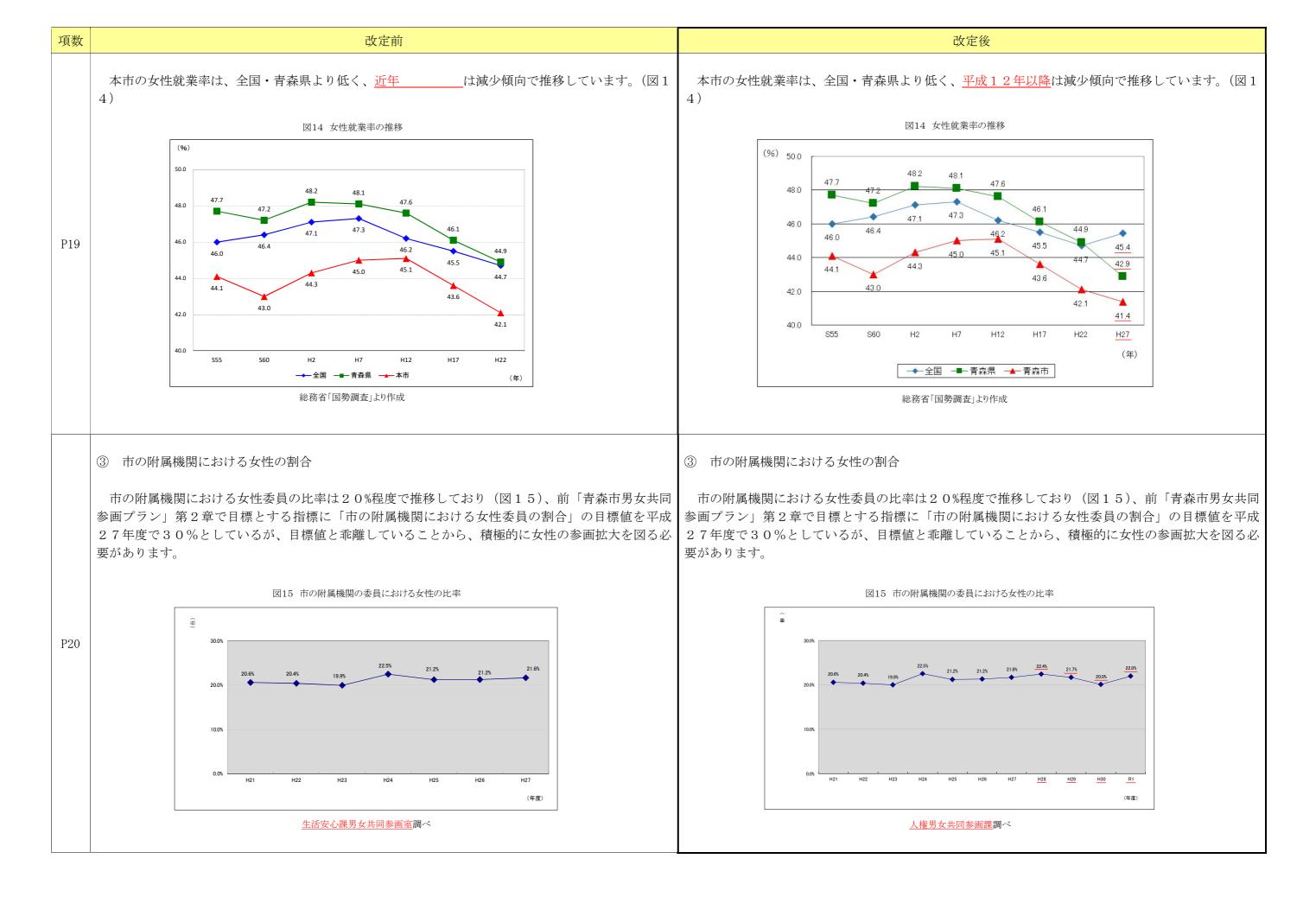
改定後

図13 年齢層別の女性の労働力率(平成27年)



総務省「国勢調査」より作成

※年齢層別の労働力率・・・各年齢層の(就業者+完全失業者)/各年齢層の総人口



項数 ④ 女性に対する暴力 ります。 侔 120,000 100.000 80 000 P20 60 000 P21 40 000 20 000 120

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、毎年度増加し、平成26年度には10万件を 超えました。(図16) また、県が県内8箇所に設置している配偶者暴力相談支援センターへの相談件 数は、約700件で横ばい状態です。 (図17)

改定前

市に寄せられたDV(ドメスティック・バイオレンス)※に関する相談件数は、平成23年度以降、 年々増加傾向にあり、平成25年度以降は100件を超えています。(図18)

平成26年11月の市の意識調査において、DVの被害経験者の約6割、セクハラ(セクシュアル・ ハラスメント) *の被害経験者の約8割が被害を受けたことについて誰にも相談しなかったと答えてお

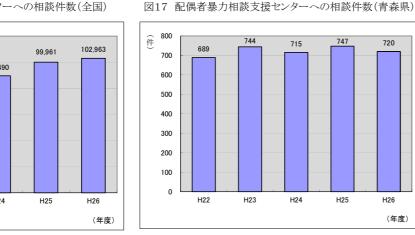
本市では、平成27年4月20日に「青森市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、支援を必要 とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っており、平成27年12月現在延べ 182件の相談に対応しております。

DVについての情報提供や相談窓口の周知、さらにはデートDV*についての若年層向け啓発活動 力を入れる
必要があります。

図16 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(全国)

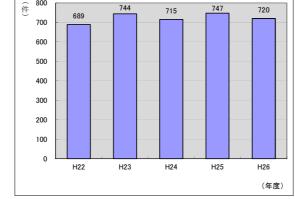
82.099

77.334

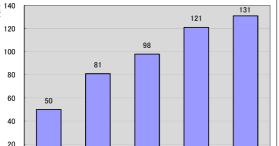


内閣府男女共同参画局資料より作成

図18 市へのDV相談件数



青森県女性相談所「女性保護の概要」より作成



生活安心課男女共同参画室調べ

④ 女性に対する暴力

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、毎年度増加し、平成26年度には10万件を 超えました。(図16)また、県内の 配偶者暴力相談支援センターへの相談件 数は、平成27年度には800件を超えています。(図17)

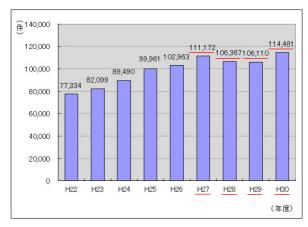
改定後

平成26年11月の市の意識調査において、DVの被害経験者の約6割、セクハラ(セクシュアル・ ハラスメント) *の被害経験者の約8割が被害を受けたことについて誰にも相談しなかったと答えてお ります。

本市では、平成27年4月20日に「青森市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、支援を必要 とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っており、平成30年度は延べ604件 の相談に対応しております。(図18)

DVについての情報提供や相談窓口の周知、さらにはデートDV*についての若年層向け啓発活動 に、引き続き、力を入れていく必要があります。

図16 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(全国)



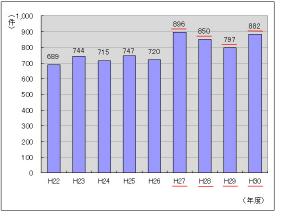
内閣府男女共同参画局資料より作成

図18 市へのDV相談件数



平成27年度以降は、青森市配偶者暴力 相談支援センターへの相談件数

図17 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(青森県)



青森県女性相談所「女性保護の概要」より作成

平成27年度以降は、青森市配偶者暴力 相談支援センターへの相談件数を含む

項数	改定前	改定後
P22 \$ P34	 (2) 市民ニーズ ① 男女共同参画に関する市民意識調査の結果の概要 ~[説明・グラフ略]~ ② 男女共同参画に関する事業所意識調査の結果の概要 ~[説明・グラフ略]~ 	※修正なし
P35	3 計画の理念 本計画の理念は、本市のまちづくりの重要な理念・視点の一つとして、あらゆる施策の推進に当たってその趣旨を尊重することとしている『「男女共同参画都市」 青森宣言 ***********************************	※ 修正なし

■ 計画の体系図	1		
理念	基本方向	主な取組	
	男女共同参画社会の 実現のための 意識改革・理解促進	(1) 男女共同参画意識のさらなる浸透 ① あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化 ② 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実 (2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の促進 ① 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進 ② 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進 (3) 多様な選択を可能にする軟育・学習の充実 ① 家庭における男女平等軟育の推進 ② 学校における男女平等軟育の推進 ③ 社会軟育・生涯学習活動の推進	
「男	男女共同参画の 視点に立った 行動改革	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ① 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進 ② 市の附属機関の委員への女性の登用の拡大 ③ 企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ ※ 1 (2) 男女共同参画の視点に立った協働の推進 ① 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進 ② 男女共同参画を推進するための人材育成と活用	
女共同参画都市」青	労働環境における 男女共同参画の促進 ※1	(1) ワーク・ライフ・パランスの実現 ① 多様な働き方に対応した子育でや介護の支援 ② 男性の友事・育児・介護等への参画促進 ③ ワーク・ライフ・パランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ (2) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ① 働きやすい労働環境の整備と女性のエンパワーメント支援 ② 南工業の振興に向けた男女の能力の活用 (3) 農林水産業等における男女共同参画の推進 ① 農林水産業等における男女共同参画の推進 ① 農林水産業、自営業等における女性の地位向上と就業環境の整備	※修正なし
森宣言	4 地域生活における 男女共同参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の実践 ① 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進 ② 防災分野における男女共同参画の促進 ③ 地域における子ども・子育て支援の充実 (2) 生涯を通じた健康支援 ① 男女の健康づくり支援 ② 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実	
	5 男女平等と人権の尊重	(1) 個と人権の尊重 ① 人権尊重理念の理解促進 ② 人権・関わる相談体制の充実と関係機関との連携 ③ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実 ④ 性的マイノリティへの配慮 ⑤ メディアにおける男女共同参画の推進 ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ※2 ① 女性に対する暴力の予防容免の推進 ② 若年層を対象とする予防容免の推進 ② 若年層を対象とする予防容免の拡充、軟育・学習の充実 ③ 高齢者等の福祉に携わる関係者に対する情報提供・容免の充実 ④ 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実 ⑤ 関係機関・民間団体等との連携・拡力による被害者の保護及び自立支援	

	改定前			改定征	Ź	
第2部	各論			第2部 各論		
第1章 男	月女共同参画社会の実現のための意識	改革・理解促進		第1章 男女共同参画社会の実現のための意識	哉改革・理解促進	i.
≪現状と課題≫ ∼[略]∼				≪現状と課題≫ ~[略]~		
≪基本方向≫ ~[略]~				≪基本方向≫ ∼[略]∼		
≪主な取組≫ ∼[前略]∼				≪主な取組≫ ∼[前略]∼		
	画都市あおもり」シンボルマークの積材 イベントなどの機会をとらえた広報・P			じめ ■「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの私とする様々なイベントなどの機会をとらえた広報・ ~[後略]~		
≪目標とする指標	₹≫			≪目標とする指標≫		
	指標とその説明	基準値	目標値 <u>(平成32年度)</u>	指標とその説明	基準値	目標値 <u>(令和5年度)</u>
「男女共同参画者	社会」という用語の周知度	81.3%	100%	「男女共同参画社会」という用語の周知度	81.3%	100%
市民に「男女共同 民意識調査)	司参画社会」という用語が周知されている割合(市	(平成26年度)		市民に「男女共同参画社会」という用語が周知されている割合(F 民意識調査)	「平成26年度)	
男女共同参画	こ対する満足度	5.7%	16.0%	男女共同参画に対する満足度	5.7%	16.0%
男女共同の環境 市民の割合(市E	f・意識が職場や家庭において浸透していると思う 民意識調査)	(平成27年度)		男女共同の環境・意識が職場や家庭において浸透していると思う市民の割合(市民意識調査)	(平成27年度)	
男女共同参画意	意識啓発事業への参加者数	8,065人	9,300人	男女共同参画意識啓発事業への参加者数	8,065人	9,300人
		(平成26年度)		「男女共同参画に関する講座」の受講者数	(平成26年度)	
「男女共同参画」	に関する講座」の受講者数	1				
	に関する講座」の受講者数 	28.5%	32.0%	男女共同参画意識啓発事業への男性参加者の割合	28.5%	32.0%
男女共同参画意		28.5%	32.0%	男女共同参画意識啓発事業への男性参加者の割合「男女共同参画に関する講座」の受講者のうち男性の割合	28.5%	32.0%
男女共同参画就「男女共同参画」	意識啓発事業への男性参加者の割合		32.0% 66校 [※] 小 45 中 21			32.0% 64校 [※] 「 <u>小 43</u> 中 21

※全小・中学校で実施、私立中学校を含みます。小学校は平成26年度、中学校は平成27年度から配布しています。

※全小・中学校で実施、私立中学校を含みます。小学校は平成26年度、中学校は平成27年度から配布しています。

改定前 第2章 男女共同参画の視点に立った行動改革		第2章 男女共同参画の視点に立った行動改革					
≪現状と課題≫ ~[略]~	≪現状と課題≫ ∼[略]∼						
≪基本方向≫ ∼[略]∼			≪基本方向≫ ~[略]~				
≪主な取組≫ ~[略]~			≪主な取組≫ ∼[略]∼				
≪目標とする指標≫			≪目標とする指標≫				
指標とその説明	基準値	目標値 <u>(平成32年度)</u>	指標とその説明	基準値	目標値 <u>(令和5年度)</u>		
青森市における課長相当職以上に占める女性の割合	11.6%	16.4%	青森市における課長相当職以上に占める女性の割合	11.6%	16.4%		
青森市役所における課長級以上の女性の割合	(平成27年度)		青森市役所における課長級以上の女性の割合	(平成27年度)			
市の附属機関における女性委員の割合	21.6%	30.0%	市の附属機関における女性委員の割合	21.6%	30.0%		
法律又は条例の定めにより設置された市の附属機関の委員に占	(平成27年度)		法律又は条例の定めにより設置された市の附属機関の委員に占 める女性の割合	(平成27年度)			

改定前			改定後				
第3章 労働環境における男女共同参画の促進		9	第3章 労働環境における男女共同参画の促進				
<現状と課題≫ ~[略]~			!状と課題≫ [略]~				
《 基本方向》 ~[略]~			本方向≫ [略]~				
《主な取組》 ~[略]~			な取組≫ [略]~				
〈目標とする指標≫			標とする指標≫				
指標とその説明	基準値 <u>(平成3</u> 2	票値 1 <u>2年度)</u> -	指標とその説明	基準値	目標値 <u>(令和5年度</u>		
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	19.9% 44.	.0%	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	19.9%	44.0%		
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)」という用語を知っている市	(平成26年度)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)」という用語を知っている市 民の割合(市民意識調査)	(平成26年度)			
民の割合(市民意識調査)			20011 (中以心峽侧丘)				
	0.0% 6.0		市役所における男性の育児休業取得率	0.0%	6.0%		
民の割合(市民意識調査)	0.0% 6.0	0%		0.0% (平成26年度)	6.0%		
民の割合(市民意識調査) 市役所における男性の育児休業取得率		0%	市役所における男性の育児休業取得率		6.0%		
民の割合(市民意識調査) 市役所における男性の育児休業取得率 育児休業が取得可能となった男性職員数のうち取得した割合 青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した女性の起	(平成26年度)	件	市役所における男性の育児休業取得率 育児休業が取得可能となった男性職員数のうち取得した割合 青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した女性の起	(平成26年度)			
民の割合(市民意識調査) 市役所における男性の育児休業取得率 育児休業が取得可能となった男性職員数のうち取得した割合 青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した女性の起業・創業した件数 1年間に青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した	(平成26年度) 5件 7f	0% 件	市役所における男性の育児休業取得率 育児休業が取得可能となった男性職員数のうち取得した割合 青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した女性の起 業・創業した件数 1年間に青森市創業支援事業計画に基づく支援機関を利用した	(平成26年度) 5件			

改定前		改定後		
第4章 地域生活における男女共同参画の推進		第4章 地域生活における男女共同参画の推進		
現状と課題≫ ~[略]~		≪現状と課題≫ ∼[略]〜		
基本方向≫		≪基本方向≫		
金本プログ ∼[略]∼		~[略]~		
主な取組≫ ~[略]~		≪主な取組≫ ∼「略]~		
目標とする指標≫		《目標とする指標》		
指標とその説明	基準値 目標値 (平成32年度	指標とその説明	基準値	目標値 <u>(令和5年度)</u>
社会活動に参加したことがある市民の割合(うち女性の割合) ※	21.6% 24.6% (21.2%) (24.1%)	社会活動に参加したことがある市民の割合(うち女性の割合) ※	21.6% (21.2%)	24.6% (24.1%)
1年間に、NPOやボランティア、町(内)会などの社会活動に参加した市民の割合(うち女性の割合)(市民意識調査)	(平成27年度)	1年間に、NPOやボランティア、町(内)会などの社会活動に参加した市民の割合(うち女性の割合)(市民意識調査)	(平成27年度)	
消防団員に占める女性団員の人数・割合	79人・4.3% 89人・4.9%	消防団員に占める女性団員の人数・割合	79人・4.3%	89人・4.9%
市内の消防団員数に占める女性消防団員数の割合	(平成27年度)	市内の消防団員数に占める女性消防団員数の割合	(平成27年度)	
子宮頸がん検診・乳がん検診受診率	子宮頸がん 24.7% 子宮頸がん 5 乳がん 27.1% 乳がん 5	子宮頸がん検診・乳がん検診受診率	子宮頸がん 24.7% 乳がん 27.1%	子宮頸がん 50.0 乳がん 50.0
市民を対象としたがん検診の対象者のうち受診した市民の割合	(平成26年)	市民を対象としたがん検診の対象者のうち受診した市民の割合	(平成26年)	

第5章 男女平等と人権の尊重	5章 男女平等と人権の尊重				第5章 男女平等と人権の尊重				
≪現状と課題≫ ~[略]~	≪現状と課題≫ ∼[略]∼								
≪基本方向≫ ~[略]~		≪基本方向≫ ~[略]~							
≪主な取組≫ ~[略]~		≪主な取組≫ ~[略]~							
		≪目標とする指標≫							
指標とその説明	基準値	目標値 <u>(平成32年度)</u>	指標とその説明	基準値	目標値 <u>(令和5年度)</u>				
「人権教室」への参加者数	1,029人	1,235人	「人権教室」への参加者数	1,029人	1,235人				
青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への <u>市民</u> の 参加者数	(平成26年度)		青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への <u>児童・生</u> 参加者数	(平成26年度)					
青森市DV相談支援センターの周知度	_	50.0%	青森市DV相談支援センターの周知度	_	50.0%				
			市民に青森市DV相談支援センターが周知されている割合(市) 意識調査)	3					

項数	改定前	改定後
	第3部 推進体制 推進体制	第3部 推進体制 推進体制
P68	「青森市男女共同参画プラン <u>2020</u> 」の推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、 <u>外部評価</u> による計画の進行管理 <u>庁内関係部局による横断的組織の設置</u> (国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図ります。 また、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、より実効性のある取組を推進するため条例化を検討します。	「青森市男女共同参画でラン」の推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、 <u>青森市男女共同参画審議会</u> による計画の進行管理 <u> 青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理</u> 国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図ります。
P71 \$ P73	資料編 1 用語解説 ~[前略]~ ◆ 男女共同参画都市宣言記念月間 本市では、平成8年10月に男女共同参画都市を宣言したことから、毎年10月を記念月間とし、男女共同参画意識の一層の普及啓発に 取り組んでいます。 ~[後略]~	資料編 1 用語解説 ~[前略]~ ◆ 男女共同参画推進 月間 本市では、平成8年10月に男女共同参画都市を宣言したことから、毎年10月を推進月間とし、 男女共同参画意識の 普及啓発に重点的に取り組んでいます。 ~[後略]~

		改定前			改定後		
2 検討経過			2 検討経過				
年	月	内容	年	月	内容		
平成26年	11月	•平成26年度第3回青森市民意識調査実施(市民3,000人)	平成26年	11月	•平成26年度第3回青森市民意識調査実施(市民3,000人)		
平成27年	6月	・有識者からの意見聴取のための会議開催	平成27年	6月	・有識者からの意見聴取のための会議開催		
		(策定目的、計画期間、現状と課題の整理)			(策定目的、計画期間、現状と課題の整理)		
	7月	・青森市男女共同参画に関する事業所意識調査実施(市内事業所200社)		7月	・青森市男女共同参画に関する事業所意識調査実施(市内事業所200社)		
	8月	・有識者からの意見聴取のための会議開催		8月	・有識者からの意見聴取のための会議開催		
	0月	(現状と課題、基本方向の検討)		ОЛ	(現状と課題、基本方向の検討)		
	10月	•計画の基本方向に関する庁内調整		10月	・計画の基本方向に関する庁内調整		
		・有識者からの意見聴取のための会議開催			・有識者からの意見聴取のための会議開催		
	11月	(計画素案について)		11月	(計画素案について)		
	11/1	・計画素案に関する庁内調整		11/7	・計画素案に関する庁内調整		
		・計画素案の庁議決定			・計画素案の庁議決定		
	12月	・わたしの意見提案制度による市民意見募集(12/15~1/14)		12月	・わたしの意見提案制度による市民意見募集(12/15~1/14)		
平成28年	1月	・有識者からの意見聴取のための会議開催	平成28年	年 1月	・有識者からの意見聴取のための会議開催		
		(計画原案について)			(計画原案について)		
		•計画原案に関する庁内調整			・計画原案に関する庁内調整		
	2月	•計画の庁議決定		2月	・計画の庁議決定		
			<u>令和2年</u>	<u>5月</u>	・青森市男女共同参画審議会委員からの意見聴取		
				0.11	(計画一部改定素案について)		
	<u> </u>			<u>9月</u>	<u>・計画一部改定の庁議決定</u>		
計画	<u>+画</u> の検討に御協力いただいた有識者の方々(順不同、敬称 氏 名 所属等		青森市男女共		デン2020の検討に御協力いただいた有識者の方々(順不同、敬称■ 所属等(※平成28年2月9日時点)		
		青森市女性会議連絡会会長		 : 洋子	青森市女性会議連絡会会長		
	* 件丁 律子			· 作于 —— 律子			
		浪岡地区婦人団体連絡会会長			浪岡地区婦人団体連絡会会長		
佐藤	恵子	NPO法人ウィメンズネット青森理事長	佐藤	恵子	NPO法人ウィメンズネット青森理事長 NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会副理事長		
	有香 	NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会副理事長 協同組合青森総合卸センター業務課長	小田切	有香 1 禹 ※	協同組合青森総合卸センター業務課長		
	めぐみ <u></u>	青森市PTA連合会副会長 青森中央学院大学教授	福士	がくみ <u> </u>	青森市PTA連合会副会長 青森中央学院大学教授		
高山	^貝 孝文	青森市中学校長会副会長	高山 伴		青森市中学校長会副会長		
柴田	真理子	(公募)	柴田り		(公募)		
松山 佳子		(公募)		佳子			

項数	改定前	改定後
	3 関係法令	3 関係法令
	○男女共同参画社会基本法 ~[略]~	○男女共同参画社会基本法 ~[略]~
P75	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ~[略]~	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (※令和元年一部改正のものに差し替え) ~[略]~
P90	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ~[略]~	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ~[略]~
	~[略]~	○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律~[略]~